平成２４年（再イ）第５６号
愛知県豊田市古瀬間町坂能瀬114番地102
再生債務者　岩川　一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再イ）第１４１号
京都市伏見区石田大山町52番地63
再生債務者　西村美惠子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再イ）第６１８号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目14番６号
再生債務者　矢野　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第８２号
広島市南区小磯町２番60号
再生債務者　吉田　壮志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２１号
高知市北川添18―11　アバンパルクW204号、住民票上の住所大阪府和泉市肥子町２丁目５番４号
再生債務者　片山　勝次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第２４号
函館市亀田本町９番15号
再生債務者　岡部　浩之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日　　函館地方裁判所

平成２４年（再イ）第１１６号
仙台市太白区山田北前町33番46号ヴァンヴェール柴崎103
再生債務者　布施　宏行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１２３号
仙台市青葉区折立５丁目４番７号　県営住宅７号棟104
再生債務者　堀籠　隆俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１４号
広島県呉市南辰川町７番14号
再生債務者　榊原　直力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日　　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（再イ）第１５号
広島県呉市南辰川町７番14号
再生債務者　榊原　裕子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月１日　　広島地方裁判所呉支部

地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第38条の９第１項において準用する同法第14条第４項の規定に基づき、役員の退任及び就任について次のとおり公告する。
平成 25 年５月 15 日
地方公務員共済組合連合会
理事長　板倉　敏和
平成25年４月19日付
退任
監事（非常勤）　古賀　敬三
就任
監事（非常勤）　井上　　勲

企業年金基金変更公告

日鐵物流企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。
1．新基金の名称　日鉄住金物流企業年金基金
2．旧基金の名称　日鐵物流企業年金基金
3．変更年月日　平成25年４月１日
平成 25 年５月 15 日
兵庫県姫路市広畑区正門通４丁目９の６
日鉄住金物流企業年金基金
理事長　吉澤　伸明

公示送達

田中政和氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。
なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成25年５月15日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。
記
日本弁護士連合会綱紀委員会平成25年綱第126～127号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本
平成 25 年５月 15 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　木村　峻郎
登録番号　16519
事 務 所　東京都新宿区西新宿６－５－１
新宿アイランドタワー６階
アイランド新宿法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成25年３月26日
平成 25 年４月 19 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　福岡県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　奥田　克彦
登録番号　23490
事 務 所　福岡県北九州市小倉北区金田１－８－５北九州法曹ビル６階
弁護士法人奥田法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成25年４月３日
平成 25 年４月 19 日　　日本弁護士連合会